

令和4年3月3日 制定

## 社会福祉法人 大樹町社会福祉協議会備品貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大樹町社会福祉協議会（以下「当会」という。）が地域福祉を推進するため、所有する備品の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (貸出しの備品)

第2条 貸出しの備品は、次のとおりとする。なお、品種等は、別表のとおりとする。

- (1) 車椅子
- (2) レクリエーション用品
- (3) イベント用具
- (4) 調理器具

### (貸出しの対象)

第3条 貸出しの対象は、大樹町に在住し次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、営利、政治、宗教を目的とする貸出しは対象としない。

- (1) 大樹町内で活動する団体および機関、行政区
- (2) 車椅子については、他の制度およびサービスを受けられない者
- (3) その他当会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者

### (申請方法)

第4条 備品の借用を希望する者（以下「申請者」という。）は「物品借用書」（様式第1号）により会長に申請しなければならない。

2 貸出しの申請は、貸出日の2か月前から当日までに行うものとする。

### (貸出し決定)

第5条 物品借用書の提出があったときは、貸出の可否を決定する。貸出は受付順に行うものとする。

2 会長は貸出し決定の証として、備品貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）に物品借用書の写しを発行しなければならない。

### (貸出しの期間)

第6条 備品の貸出期間は、車椅子のみ最長3箇月とし、その他の備品は利用日を含め最長7日とする。

(貸出し料金)

第7条 貸出料金は、無料とする。

(備品の管理義務)

第8条 使用者は、借用した備品に細心の注意を払い、管理をしなければならない。

2 使用者は、当会の許可を得ずに借用した備品を目的外に利用し、または転貸してはならない。

(備品の返却)

第9条 使用者は、借用した備品について期限内に清掃のうえ、当会職員立会いの下で備品を返却するものとする。

2 備品に故障、破損、汚損、紛失等があった場合、使用者は速やかに当会へ報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者の責めに帰すべき事由により、前条第2項に該当する事項があった場合は、当会の指示するところに従い使用者の負担においてその損害を賠償し、または修理しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

大樹町社会福祉協議会会長 様

## 物 品 借 用 書

下記条項を守り、以下の物品を借用したいのでよろしくお願いたします。

記

1. 借用目的 \_\_\_\_\_

2. 借用期間 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

3. 借用品名

物品名	数量

借入条項

- 1 借入物品は十分な注意を払い、借入者自らが管理し、転貸しないこと。
- 2 返却日を必ず守る（車椅子は最長3箇月、その他の備品は利用日含め7日以内）。
- 3 借入者の不注意により、紛失、破損、盗難等で現品を返却することが不能となった場合は、同種・同機能の物を弁償する。
- 4 借入物品の使用に伴い他人へ損害を生じさせた場合、借入者の責任とする。
- 5 営利、政治、宗教を目的とする利用はしない。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(自署)

(返却確認)

返却年月日	令和 年 月 日 ( )
受取者	

別表（第2条関係）

	品種	付属品等
1	車椅子（自走式）	
2	車椅子（介助式）	
3	テント	骨組み 屋根
4	ビンゴ（回転式）	大（破損あり） 中 小
5	ビンゴ（カード式）	
6	スカットボール	スティック ボール 芝
7	玉入れ	玉入台 玉
8	輪投げ	台 輪
9	カラーリング	ジェットローラー
10	ボーリング	マット ピン&ボール
11	ジェンガ	大サイズ 普通サイズ
12	将棋 ご基盤のみもあり	
13	オセロ	
14	スティッキー	
15	ブロックス	
16	囲碁	台 碁石
17	花札	
18	百人一首	
19	かるた	
20	トランプ	
21	ドッチビー	フリスビー ディスクゴルフターゲット
22	魚釣り	釣り棒 魚カード（1セット16枚）

23	ディスコン	
24	回転ダーツ	台 玉
25	紅白的当て	台 玉
26	ぼっちや	
27	競馬ゲーム	
28	餅つきセット	餅つき機 石うす 杵大人用 子供用 のし板 蒸し器